

占用制度のあり方に関する専門部会 規約

（名称）

第1条 この専門部会は、「占用制度のあり方に関する専門部会」（以下、「専門部会」という。）という。

（目的）

第2条 専門部会は、占用制度のあり方について幅広く検討することを目的とする。

（委員）

第3条 専門部会の委員は、別紙のとおりとする。

（部会長）

第4条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 部会長は、専門部会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 部会長に事故があるときは、委員のうちから部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条 専門部会の事務局は、国土交通省道路局路政課道路利用調整室が行う。

（委員以外の者の出席）

第6条 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、専門部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事の公開）

第7条 専門部会は原則公開とする。

2 専門部会の資料及び議事については、公開とする。ただし、部会長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別途定める。

(別紙)

占用制度のあり方に関する専門部会 委員名簿

◎	おおぐし 大串	ようこ 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授
	おぼた 小幡	じゅんこ 純子	日本大学大学院法務研究科 教授
	こじま 小島	しげる 茂	埼玉県県土整備部長
	こじま 小島	ふひと 武仁	東京大学大学院経済学研究科 教授 ・マーケットデザインセンター長
	みうら 三浦	しの 詩乃	中央大学理工学部都市環境学科 准教授
	よしだ 吉田	ゆみ 由美	日本自動車ジャーナリスト協会理事

◎：部会長

(50音順、敬称略)